受託研究契約書

受託者学校法人加計学園（以下「甲」という。）と委託者○○（以下「乙」という。）は、次の各条によって受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本受託研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

二　 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

　 イ　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法昭和34年法律第 127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利（前のは商標登録を受ける権利）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

　 ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ イ、ロ及びハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠、商標権の対象となるものについては商標、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出という。

3　本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

4 本契約書において「専用実施権」とは、次に掲げるものをいう。

一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権

二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

三 種苗法に規定する専用利用権

四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利

五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利

六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

５ 本契約書において「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第１に掲げる者及び本契約第2条第4号に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第１記載以外の者であって本受託研究に協力する者をいう。

（受託研究の題目等）

第2条 甲は、次の受託研究（以下「本受託研究」という。）を乙の委託により実施する。

一 研究題目

二 研究目的

三 研究内容

四 研究担当者

五 研究に要する経費 円

　　（うち、直接経費 円）

（うち、間接経費 円）

六 研究期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

七 提供物品

八 研究場所

（研究成果の報告）

第3条 甲は、本受託研究が完了した日の翌日から起算して○○日以内に、実績報告書を乙に提出するものとする。

（ノウハウの指定）

第4条 甲及び乙は、甲乙協議の上、実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本受託研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究の遂行）

第5条 甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（再委託）

第6条 甲は乙の書面による承諾なしに、受託研究の再委託等この契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

（研究経費の納付）

第7条 乙は、第2条第5号の研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を、甲の請求書が到達した日から３０日以内に当該請求書において指定する銀行口座に一括で振り込むことにより支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（経理）

第8条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第9条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（提供物品の搬入等）

第10条 第2条第７号の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は第2条第７号の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管に当たらなければならない。

（受託研究の中止又は期間の延長）

第11条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責に負わないものとする。

（提供物品の返還）

第12条 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第2条第７号の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙が負担する。

（研究経費の返還）

第13条 第11条の規定により、本受託研究を中止し、又は延期する場合において、第7条の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費が不足した場合の処置）

第14条 甲は、納付された研究経費に不足を生じた場合には、直ちに理由等を付して乙に通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費の負担をするかどうかを決定するものとする。

（知的財産権の出願等）

第15条　甲及び乙は、本受託研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に報告しなければならない。

２　本受託研究の実施により得られる知的財産権の甲の持分は、甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。

３　甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が本受託研究の結果、単独で発明等を行ったときは、単独所有とし、単独で出願等の手続きを行うものとするが、当該発明等に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）出願等の前にあらかじめ乙又は甲の確認を得るものとする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。

４　甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本受託研究の結果共同して発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権のうち、甲に属する研究担当者の持分を第２項の規定により甲がすべて承継した場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等するものとする。

５　乙は、本受託研究の結果生じた発明等が甲に属する研究担当者と乙とが共有することとなった場合の当該出願等について、当該甲に属する研究担当者と協議の上、別途定めるものとする。

（外国出願）

第16条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の設定登録出願、権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。ただし、甲は必要に応じて、乙に外国出願に関する権利を譲渡できる。

２　甲及び乙は、外国出願を行うにあたっては、双方協議の上行うものとする。

（独占的実施）

第17条　甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって、甲に承継された知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「甲に承継された知的財産権」という。）を甲又は甲の指定する者が自己実施せずかつ、乙又は乙の指定する者から独占的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから５年間を超えない期間独占的に実施させることを許諾する。

２　甲及び乙は，本受託研究の結果生じた発明等であって甲及び乙の共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。）を実施しようとする場合は、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

３　甲又は甲の指定するものが、共有に係る知的財産権を自己実施せず、かつ、乙の指定する者から独占的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから５年間を超えない期間独占的に実施させることを許諾する。

４　甲は、乙又は乙の指定する者から第１項及び第３項に規定する独占的に実施させる期間（以下「独占的実施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、独占的実施期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間については、５年間を超えない期間で、甲乙協議の上、定めるものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第18条　甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に承継された知的財産権を、前条第１項及び第４項に規定する独占的実施期間中その第２年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

２　前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権を本受託研究完了の翌日から起算して５年以内に正当な理由なく実施しない場合、もしくは、乙の指定する者が共有に係る知的財産権を前条第３項及び第４項に規定する独占的実施期間中その第２年次以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。

３　甲は、前条の規定により乙又は乙の指定する者に対し独占的に実施権を許諾した場合であっても、当該実施を許諾したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、乙に対し書面で通知を行い、乙と協議を行うものとする。その協議によってもなお事態が改善されない場合は、甲は、独占的実施期間中においても、乙又は乙の指定する者への実施権の許諾を解除した上、第三者に対し当該知的財産権の実施を許諾し、又は自ら実施することができるものとする。

（持分の譲渡等）

第19条 甲及び乙は、本受託研究の結果生じた発明等であって、それぞれ単独で保有する又は共有に係る知的財産権の持分を相手方（又は甲及び乙が協議の上指定した者）に限り譲渡又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。

２　甲及び乙が、甲及び乙が協議の上指定した者にそれぞれ単独で保有する又は共有に係る知的財産権の持分を譲渡又は専用実施権等の設定を行った場合、本契約第17条（独占的実施）、第18条（第三者に対する実施の許諾）、第20条（実施料）及び第21条（出願等費用等）中「甲」あるいは「乙」とあるのは「甲及び乙が協議の上指定した者」と読み替えるものとする。

３　甲及び乙は、甲及び乙以外の者への共有に係る特許権の持分の譲渡又は専用実施権等の設定に当たっては、あらかじめ乙あるいは甲の書面による同意を得なければならない。

（実施料）

第20条　甲に承継された知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

２　甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。ただし、乙が乙の指定する者からの実施料の支払いを求めることを甲に申し入れた場合は、当該実施料を甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

３　甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

（出願等費用等）

第21条　共有に係る知的財産権に関する出願等費用、特許料等（以下「出願等費用」という。）は乙が負担するものとする。

２　甲又は乙は、前項に規定する出願等費用を負担しないときは、甲乙協議して定めるものとする。

（情報交換）

第22条　甲及び乙は、本受託研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

２　甲及び乙は、提供された資料は、本受託研究完了後又は本受託研究中止後相手方に返還するものとする。

（秘密の保持）

第23条 甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、相手方より開示もしくは提供を受け、又は相手方より知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第2条第４号の研究担当者及び研究協力者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者及び研究協力者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者及び研究協力者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三 開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

　五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

２　 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

３ 　前２項の有効期間は、第2条第６号の本受託研究開始の日から研究完了後（又は研究中止後）３年間を超えない期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の公表）

第24条 甲及び乙は、本受託研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し６ヶ月以降、本受託研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第23条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で、次項以下に定める手順に従って開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

２　前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後14日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４ 　第２項の通知しなければならない期間は、本受託研究完了後の翌日から起算して５年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第25条 甲乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者とすることができる。

2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

3 当該当事者は、研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。

（契約の解除）

第26条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは、何らの通知・催告なく本契約を解除することができるものとする。この場合、解約権を行使した当事者は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げられない。

一　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二　相手方が本契約に違反したとき

三　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがあったとき

四　自ら振り出し又は引き受けた手形・小切手について、一度でも不渡処分を受けたとき

五　監督官庁より事業停止又は事業免除若しくは事業登録の取消処分を受けたとき

六　資本減少、事業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき

（損害賠償）

第27条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲又は乙若しくは研究担当者及び研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（契約の有効期間）

第28条 本契約の有効期間は、第2条第６号に定める期間とする。

2　本契約の失効後も、第3条（研究成果の報告）、第12条（提供物品の返還）、第13条（研究経費の返還）、第15条（知的財産権の帰属）から第24条（研究成果の公表）まで、前条及び第30条（協議）の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（反社会的勢力の排除）

第29条　契約において、「反社会的勢力」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

（１）暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者

（２）暴力団準構成員

（３）暴力団関係企業

（４）総会屋

（５）社会運動標ぼうゴロ

（６）政治活動標ぼうゴロ

（７）特殊知能暴力集団

（８）その他前各号に準じる、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行う勢力

２　甲及び乙は、現在又は将来にわたって、自らが反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と次の各号のいずれにも該当する関係がないことを相互に表明、確約する。

（１）その代表者、役員、支配人その他重要な従業者又は経営を実質的に支配する者が反社会的勢力又はその構成員に該当しないこと

（２）反社会的勢力が経営を支配しているか実質的に関与していると認められる関係

（３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係

（４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係

（５）反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

３　（１）甲及び乙は、現在又は将来にわたって、自己の取引先等が、反社会的勢力又は前項各号のいずれにも該当しないことを相互に表明し、保証する。

（２）甲及び乙は、自己の取引先等が前号のいずれかに該当することが判明した場合には、契約の解除その他の必要な措置をとらなければならない。

４ 甲及び乙は、現在又は将来にわたって、次の各号に該当する行為を自ら行わず、かつ、第三者に行わせないことを相互に表明し、保証する。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

５　甲及び乙は、相手方が反社会的勢力への該当性又は反社会的勢力との関係性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

６　甲及び乙は、相手方が第２項ないし第４項の表明保証に違反したとき、又は、前項の調査に協力しないときは、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全てを解除することができる。この場合、契約を解除した当事者は、相手方に対し、何らの損害を賠償する責を負わない。

（協議）

第30条 この契約に定めのない事項について，これを定める必要があるときは，甲乙協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）

第31条 本契約について訴訟の必要が生じた場合には、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

岡山県岡山市北区理大町1番1号

（甲） 学校法人　加計学園

　　　　　　理事長 加計　　役

　　　　　　　(ご住所)

（乙） (会社・組織名)

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　(ご芳名)

別表第１（第１条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏　　　名 | 所属部局 ・ 職名 | 本研究における役割 |
| 甲 |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |

（注）　研究代表者には、氏名に※印を付すこと。また、民間等共同研究員には、氏名に◎を付すこと。